（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額（令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額をいう。次号において同じ。）が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

二　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き下げられる場合又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き下がる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四　（略）

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者以外の者が行うものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一～四　（略）

五　法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあっては、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　次に掲げる資格の有無

(1)　企業型年金加入者

(2)　確定給付企業年金の加入者

(3)　私立学校教職員共済制度の加入者

(4)　石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

(5)　国家公務員共済組合の組合員

(6)　地方公務員等共済組合の組合員

六・七　（略）

2　法第六十二条第一項第二号に掲げる者は、次に掲げる書類を前項の申出書に添付しなければならない。

一　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該企業型年金の事業主掛金の額又は当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を引き下げる場合

二　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額又は中小事業主掛金の額が引き下げられる場合において、当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三・四　（略）

（個人型年金加入者掛金の額の変更の例外）

第三十八条　令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　各個人型年金加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該企業型年金の